

◇揚原織物工業株式会社の取組内容（平成25年3月認定）

県内繊維工業では初の認定

所在地：鯖江市

業種：製造業

労働者数：121人(認定申請時)

●行動計画期間

平成22年8月10日～平成25年2月28日

●育児休業取得実績

男性の利用者 1名

女性の利用率 80%（※計画期間開始前3年以内を含めカウント）

●行動計画目標の達成状況については以下のとおり**目標1 両立支援制度の積極的な周知を行い、制度の利用促進を図る**

育児休業取得者に対して、個別に両立支援制度の説明を行い、短時間勤務制度の利用促進を図った。

なお、育児短時間勤務中の短縮時間分の給与減額は行っていない。

→利用実績 平成23年2名、平成24年2名

目標2 年次有給休暇の取得促進に努める

- ① 平成23年1月1日より年次有給休暇の計画的付与を開始。
- ② 平成22年10月1日より年次有給休暇の積立保存による特別休暇制度を導入。
臨機応変に育児、介護のためには、この休暇が取得でき利用者が出ている。

目標3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

- ① 平成23年6月にも高等学校、高専のインターンシップ制度受入開始。
- ② 平成22年11月から養護学校の就業体験受入開始。

●その他

育児のための所定外労働免除制度の対象となる子どもの年齢を小学校就学前までに拡大。